

立地適正化計画改定業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、平成29年3月31日に都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき、佐久市の住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための立地適正化計画を策定・公表した。

本計画は概ね5年ごとに評価を行い、必要に応じて見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきとされており、令和3年度は計画策定から4年目を迎える。

また、令和2年9月7日に都市再生特別措置法等の改正により、都市計画運用指針の一部改正が行われたことにより、防災指針の検討が新たに加えられた。

本業務は、現計画におけるまちづくりの方針や防災指針を検討したうえで、立地適正化計画の改定を行うことを目的とする。

2 一般事項

(1) 選定方式 公募型プロポーザル

(2) 審査方法 立地適正化計画改定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で特定する。

(3) 事務局 〒385-8501 長野県佐久市中込3056
佐久市役所 建設部 都市計画課 まちづくり推進係
TEL : 0267-62-3404
FAX : 0267-63-7750 (建設部代表)
電子メール : toshikei@city.saku.nagano.jp

3 対象業務の概要

(1) 業務名

佐久市立地適正化計画改定業務

(2) 業務期間

本契約締結日から令和4年3月18日まで

(3) 業務の内容

別添「佐久市立地適正化計画改定業務仕様書（案）」のとおり

(4) 提案上限額

佐久市立地適正化計画改定業務10,000千円（消費税及び地方消費税相当額を

含む。)とし、この上限額を超える提案は受け付けない。

4 参加申込者の資格要件等

参加申込者は、次の資格要件を公告日から契約日までの間、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 佐久市の入札参加資格者名簿において「建設コンサルタント業務（都市計画及び地方計画）部門」に登録されていること。ただし、名簿に登録のない者が参加する場合は、入札参加資格審査申請を行ったうえ、名簿に登録された者と同等の資格を有すると認められた場合、当該プロポーザルに限り参加することができる。

(2) 過去10年間に地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務と同種の、又は類似した業務を元請として受注した実績があること。なお、本業務における同種又は類似の業務とは次のとおりとする。

【同種業務】

他市の立地適正化計画策定若しくは関連調査業務

【類似業務】

都市計画マスタープラン、地域公共交通網形成計画

(3) 管理技術者は、技術士建設部門（都市計画及び地区計画）、RCCM（都市計画及び地区計画）のいずれかの資格を有すること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項、又は佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号）第103条の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。

(5) 審査基準日から最優秀技術提案者決定までの間に佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第8号）に基づく入札参加等停止措置を受けていないこと。

(6) 次のアからオまでの要件に該当するものでないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きの開始の申立てがなされている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者。

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。

オ 銀行取引停止処分がなされている者。

カ 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止処置要綱別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

5 「4 参加申込者の資格要件等」（1）中において入札参加資格者名簿に登録のない者が入札参加資格審査を申請する場合

以下の期日までに必要な書類を提出し、審査を受けること。

（1）申込受付

- ア 受付期間 告示日～令和3年7月16日（金）
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出部数 各1部
- エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、アの受付期限までに必着とし、配達の有無が確認できるものに限る。）
- オ 提出場所 2（3）の事務局

（2）提出書類

- ア 「建設コンサルタント等の業務入札参加資格審査申請書」（様式第1号）
- イ 「委任状」（様式第4号 営業所等に入札に参加する権限を与える場合のみ）
- ウ 「登録通知書」・建設コンサルタント（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定による登録を受けている建設コンサルタント）
- エ 「経営規模等総括表」（様式第7号 金額については税抜方式とすること）
- オ 「貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書」（資格審査基準日直前1年の営業年度の財務諸表）
（消費税処理方式「税抜き・税込みの別」を記載すること）
（利益処分計算書又は損失処理計算書については法人業者のみ）
- カ 「商業登記簿謄本」（3か月以内のもので法人に限る）
- キ 「後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記されていないことの証明書」（成年被後見人・被保佐人・被補助人でない旨（個人業者のみ）…注）1
- ク 「復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明書」（個人業者のみ）
- ケ 「印鑑証明書」（法人の場合代表者の印鑑（法務局に届出の実印））
- コ 「使用印鑑届」（入札等に使用する印鑑が印鑑証明書のものとは異なる場合のみ）
- サ 「納税証明書」
（ア）市税の納税証明書（未納がないことの証明 佐久市に納税義務がある場合のみ）
又は徴収猶予許可通知書…新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受け

ている場合

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことの証明）…注）2

又は徴収猶予許可通知書…新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けている場合

シ 「各種料金の納付状況報告書」（佐久市に納付義務がある場合のみ）

ス 「佐久市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第6条第1項に規定する暴力団関係者ではない旨等の誓約書」

セ 「業務経歴書」

資格審査基準日の直前2年間の営業年度ごと、また、希望職種（詳細の業務部門）ごとにまとめ、必ず合計を記載すること

ソ 「技術者経歴書」

コンサルタント部門の技術職員等全員について記載すること。（市内の支店・営業所に入札等の権限を委任する場合は、会社全体分と委任先分の技術者経歴書を区分して提出すること）

タ 「事業所の写真」

1か月以内に撮影したもので、事業所の外観、看板及び事務室内部の写真各1枚をA4版の台紙へ貼り付け、又はカラー印刷し提出すること

チ 「社会保険届出を確認できる書類」

(ア) 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書（様式）と併せて、A～Cのうちいずれかの写し

A 健康保険・厚生年金保険の領収証書

B 社会保険料納入証明書

C 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(イ) 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない者は、D～Eのうちいずれかの写し

D 賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれか

E 健康保険被保険者適用除外承認証

(ウ) 雇用保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書（様式）と併せて、F～Gのうちいずれかの写し

F 雇用保険領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書（雇用保険分が記載のもの）

G 雇用保険被保険者資格取得等通知書

(エ) 雇用保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

注) 1…登記されていないことの証明書は、「登記されていないことの証明申請書」によ

り、東京法務局あてに請求（郵送可）することによって交付される。「登記されていないことの証明申請書」は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」旨の証明書が交付されるよう記載し、申請すること。登記事項証明書の申請用紙は、最寄りの法務局又は地方法務局若しくはその支局又は法務局ホームページで入手することができる。

注) 2…消費税及び地方消費税の納税証明書は、法人の場合（その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）、個人の場合、（その3の2・「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）の証明書を提出すること。

また、納税証明書については、国税庁のe-Taxホームページにてオンライン請求できる。

6 公募型プロポーザルの全体日程（予定）

項目	日程（予定）
公告	令和3年7月9日
入札参加資格者名簿に記載のない者の資格審査申請受付	令和3年7月16日 午後5時まで
入札参加資格者名簿に記載のない者の資格審査申請結果通知	令和3年7月20日
質問の受付	令和3年7月21日 午後5時まで
質問の回答	令和3年7月26日まで
参加申込受付	令和3年7月27日 午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和3年7月28日
企画提案書等の提出期限	令和3年8月2日 午後3時まで
1次審査（書類）	令和3年8月4日～6日
1次審査結果通知	令和3年8月6日～10日
2次審査の企画提案書提出期限	令和3年8月16日 午後3時まで
2次審査（プレゼンテーション）	令和3年8月18日～20日
選定結果の通知	令和3年8月 下旬 まで

7 参加申込受付

(1) 申込受付

ア 受付期間 告示日～令和3年7月27日（火）（土日祝祭日を除く）

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 参加資格要件の類似実績を有していることが確認できる書類（契約書及び仕様書等の業務内容が確認できる書類）の写し（様式任意）
- エ 参加資格要件の管理技術者の条件を満たしていることが確認できる書類（様式任意）
- オ 入札参加資格審査申請書及び審査関係書類一式（佐久市建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿に登録があれば不要）

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、(1)の受付期限まで必着とし、配達の有無が確認できるものに限る。）

(5) 提出場所 2(3)の事務局

8 質問等

本プロポーザルの企画提案書の提出についての質問は、質問書（様式7）により提出すること。

(1) 提出場所 2(3)の事務局

(2) 受付期間 告示日から令和3年7月21日（水）（土日祝祭日を除く）
午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法 持参、電子メール

※メールの場合は、電話にて必ず到着確認を行うこと。

(4) 回答 質問に対する回答は、受付期間終了後、令和3年7月26日（月）までにすべての参加申込者に文書にて通知するほかHP上で公表を行う。

9 企画提案書等

(1) 提出期限

ア 令和3年8月 2日（月）午後3時【(4)のイ～オ】

イ 令和3年8月16日（月）午後3時【(4)のア】※1次審査通過者のみ提出

(2) 提出先 2(3)の事務局

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は(1)の提出期限までに必着とし、配達の有無が確認できるものに限る。）

(4) 提出書類

下記イ～オをA4縦ファイルに綴じ、12部（正本1部、副本11部）を提出すること。なお、会社名は正本のみ記載し、副本には記載しないこと。また、電子データ（C

D-R)も提出すること。電子データの保存は、提案者名あり及び提案者名なしのデータで保存すること。また、電子データ形式は汎用型の形式(PDF、Word、Excel)で作成すること。

2次審査通過者のみ下記ア及びその電子データ(CD-R)を追加提出すること。追加提出されたものを事務局にて事前に提出されたフラットファイルに綴ります。なお、電子データの保存は、提案者名あり及び提案者名なしのデータを保存すること。また、電子データ形式は汎用型の形式(PDF、Word、Excel)で作成すること。

なお、提案数は1社につき1提案とし複数の提案を提出することは認めない。

ア 企画提案書(様式3の2枚目以降は「(5)企画提案書作成要領」により作成)

イ 業務実施体制(様式4)

ウ 企業の概要(様式5)

エ 配置技術者の経歴(様式6)

オ 本業務の見積書及び見積内訳書(任意様式)

(5) 企画提案書作成要領

ア 企画提案を求める内容

(ア) 本業務の実施方針及び実施手法をA4、2ページ以内で必要と思われる項目を体系化し時系列に構成し提案すること。また、本業務のスケジュールをA3、1ページ以内で提案すること。

(イ) 特定テーマ

次の2項目の特定テーマについて、各種計画との整合や貴社の実績を踏まえて、各テーマA4、2ページ以内で提案すること。

A 「現状を踏まえた基礎データの整理と分析を行う際の課題と解決方法について」

B 「防災指針の検討を行う上で、災害リスク分析と評価の考え方について」

10 審査・選定

(1) 第1次審査

ア 第1次審査は、提出された書類のうち、評価基準における「企業の評価」、「業務実施体制の評価」、「見積書の評価」のみ審査し、評価点の高い上位4社以内について、第2次審査(プレゼンテーション)を行う。なお、企画提案書を提出した参加申込者が4社以下の場合における第1次審査は、事務局において実施し、審査委員会の開催を省略する。

イ 第1次審査は、令和3年8月4日～8月6日に開催を予定しているが、提案事業者の出席は不要である。1次審査結果は、令和3年8月6日～8月10日に、参加表明書を提出した全提案事業者に対し、電子メールにて連絡する。なお、審査の経緯及び

結果についての質疑、異議申し立ては一切受け付けない。

(2) 第2次審査

第2次審査は、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。審査委員会において評価項目を基に書類審査を行う。

ア 実施日 令和3年8月18日～8月20日（予定）

イ 時間、場所等は、1次審査通過者に1次審査結果と併せて連絡する。

ウ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

エ プレゼンテーション及びヒアリングの実施日程等は、第2次審査対象者に後日メールにて通知する。プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1社につき50分程度を予定しており、準備時間5分、提案事業者から企画提案内容の説明を20分間実施、10分程度の質疑応答、片付け・退出5分の予定である。

オ プレゼンテーションの方法は、新たな資料の提出は不可とし、提出した提案書に基づき説明をすることとする。なお、提案書に沿った内容によりパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用し説明してもよい。（本市がプロジェクター、スクリーンを準備する予定であるが、その他は提案事業者が準備すること。）

カ 説明者は原則として、提出書類に記載されている管理技術者、または、担当技術者が行うこと。また、会場への入室は4人以内とすること。

キ プレゼンテーションにおける当日の質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

ク プレゼンテーションは提案事業者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

ケ プレゼンテーションの実施後、佐久市が必要と認めるときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

コ 2次審査結果は令和3年8月中旬頃までに書面にて通知する。また、審査の経緯及び結果についての質疑、異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 候補者の選定

審査委員会において最優秀者を契約候補者とし、第2位を次点の契約候補者として選定する。

最優秀者の選定は、審査員ごとに評価点の高い者から順位を決め、順位1位を最も多く獲得した者とする。同数の場合は順位2位を最も多く付けた者とする。以下同数の場合は、同様に3位、4位と続ける。以上の方法によってもなお、同数の場合は、評価の合計点が最も高い参加者を契約候補者とする。

(4) 評価項目・配点一覧表

提案事業者の技術提案は、審査委員会が評価する。なお、評価項目・配点は次のとおりとする。なお、業務の品質確保のため、配点の合計が90点未満を評価対象外とする。

評価項目		配点
企業評価	経験（実績）	20点
企画提案	業務実施体制（管理技術者の実績）	20点
	企画提案（業務実施方針）	30点
	企画提案（テーマ）	80点
	見積価格	10点

1.1 契約の締結等

- (1) 審査結果による最優秀者と、地方自治法施行令第167条の2に基づき、当該業務の随意契約をする。契約は令和3年8月下旬を予定する。
- (2) 予定価格は最優秀者から提案された見積書を参考に定めるものとする。
- (3) 最優秀者と契約が成立しない場合は優秀者（次点）を当該業務の契約候補者とする。
- (4) 当該業務の契約候補者の提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることがある。
- (5) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。
 - ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
 - イ 契約締結時まで下記のア（イ）いずれかの応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき
 - (ア) 提出書類に虚偽の記載又は届出が判明した場合
 - (イ) その他、審査委員会が適当でないと判断した場合
 - ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (6) 契約保証金等、契約にあたっては佐久市財務規則に基づくこととする。

1.2 失格事項

次の各号に該当した場合は失格となる場合がある

- (1) 「4 参加申込者の資格要件等」に違反した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載や届出をした場合
- (3) 複数提案が判明した場合
- (4) 提出書類が不足していた場合
- (5) その他、審査委員会が適当でないと判断した場合

1.3 その他

- (1) 提出された書類の返却はしない。
- (2) 企画提案書の提出書類についての作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用については参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルへの参加報酬及び賞金はない。
- (4) 各種締切日以降の問い合わせ、書類の追加、修正には応じない。
- (5) 公募の日から審査結果発表までの間は、プロポーザルに係る必要な時を除き、職員はじめ関係者との接触を禁止する。
- (6) 審査の経緯及び結果についての質疑・苦情は一切受け付けない。
- (7) 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合、提案者の責任において事前に第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作物の使用に関する責任は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (8) 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。
- (9) この業務の契約が成立するまでの間において、業務請負候補者が「11 失格事項」に該当することになった場合は、当該業務請負者と契約を締結しない。
- (10) 本要領に定めのない事項について協議すべき事項が発生した場合は、審査委員会の判断により決定する。
- (11) 公平性、透明性を期すために本プロポーザルの実施に関する情報については、閲覧、その他の方法により公表するものとする。情報の公開は、「佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）」に定めるものの他、「佐久市プロポーザル方式による事業者選定関係情報の公表等に関する基準」等により行うものとする。

1.4 関係書類の配布

本プロポーザルに必要な書類等は、佐久市HPよりダウンロードすること。